

介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表

令和8年6月施行版

- | | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 日常生活訪問型サービスA（独自/定率） | 1割 |
| 2 | 日常生活訪問型サービスA（独自/定率） | 2割 |
| 3 | 日常生活訪問型サービスA（独自/定率） | 3割 |
| 4 | 介護予防通所型サービスA（独自/定率） | 1割 |
| 5 | 介護予防通所型サービスA（独自/定率） | 2割 |
| 6 | 介護予防通所型サービスA（独自/定率） | 3割 |
| 7 | AF 介護予防ケアマネジメント | |

A3 香芝市訪問型サービスコード表(1割負担)

サービスコード		サービス名称	対象者	サービス回数	算定項目	合成 単位数	給付率	算定単位	
種類	項目								
A3	1001	日常生活訪問型サービスA1 回数	事業対象者 要支援1 要支援2	(月1回~5回) 週1回程度	1回につき、45分以上	224	90	1回につき	
A3	1002	日常生活訪問型サービスA1 回数・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	202	90		
A3	1003	日常生活訪問型サービスA2 回数	事業対象者 要支援1 要支援2	(月1回~10回) 週2回程度	1回につき、45分以上	224	90		
A3	1004	日常生活訪問型サービスA2 回数・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	202	90		
A3	1005	日常生活訪問型サービスA3 回数	事業対象者 要支援2	(月1回~14回) 週2回を超える場合	1回につき、45分以上	224	90		
A3	1006	日常生活訪問型サービスA3 回数・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	202	90		
A3	1007	初回加算	事業対象者 要支援1・2	新規に介護訪問計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合または他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問をしていること。		200	90	1月につき	
A3	1008	介護職員等処遇改善加算Ⅰ 回数	事業対象者 要支援1 要支援2	月1回~14回	介護職員等処遇改善加算は、限度額管理の対象外です。	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)224単位数の270/1000加算	60	90	1回につき
A3	1009	介護職員等処遇改善加算Ⅱ 回数				(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)224単位数の249/1000加算	56	90	
A3	1010	介護職員等処遇改善加算Ⅲ 回数				(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)224単位数の207/1000加算	46	90	
A3	1011	介護職員等処遇改善加算Ⅳ 回数				(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)224単位数の170/1000加算	38	90	
A3	1012	介護職員等処遇改善加算Ⅰ 回数・同一				(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)202単位数の270/1000加算	55	90	
A3	1013	介護職員等処遇改善加算Ⅱ 回数・同一				(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)202単位数の249/1000加算	50	90	
A3	1014	介護職員等処遇改善加算Ⅲ 回数・同一				(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)202単位数の207/1000加算	42	90	
A3	1015	介護職員等処遇改善加算Ⅳ 回数・同一				(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)202単位数の170/1000加算	34	90	

A3 香芝市訪問型サービスコード表(2割負担)

サービスコード		サービス名称	対象者	サービス回数	算定項目	合成 単位数	給付率	算定単位	
種類	項目								
A3	1016	日常生活訪問型サービスA1 回数	事業対象者 要支援1 要支援2	(月1回~5回) 週1回程度	1回につき、45分以上	224	80	1回につき	
A3	1017	日常生活訪問型サービスA1 回数・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	202	80		
A3	1018	日常生活訪問型サービスA2 回数	事業対象者 要支援1 要支援2	(月1回~10回) 週2回程度	1回につき、45分以上	224	80		
A3	1019	日常生活訪問型サービスA2 回数・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	202	80		
A3	1020	日常生活訪問型サービスA3 回数	事業対象者 要支援2	(月1回~14回) 週2回を超える場合	1回につき、45分以上	224	80		
A3	1021	日常生活訪問型サービスA3 回数・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	202	80		
A3	1022	初回加算	事業対象者 要支援1・2	新規に介護訪問計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合または他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問をしていること。		200	80	1月につき	
A3	1023	介護職員等処遇改善加算Ⅰ 回数	事業対象者 要支援1 要支援2	月1回~14回	介護職員等処遇改善加算は、限度額管理の対象外です。	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)224単位数の270/1000加算	60	80	1回につき
A3	1024	介護職員等処遇改善加算Ⅱ 回数				(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)224単位数の249/1000加算	56	80	
A3	1025	介護職員等処遇改善加算Ⅲ 回数				(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)224単位数の207/1000加算	46	80	
A3	1026	介護職員等処遇改善加算Ⅳ 回数				(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)224単位数の170/1000加算	38	80	
A3	1027	介護職員等処遇改善加算Ⅰ 回数・同一				(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)202単位数の270/1000加算	55	80	
A3	1028	介護職員等処遇改善加算Ⅱ 回数・同一				(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)202単位数の249/1000加算	50	80	
A3	1029	介護職員等処遇改善加算Ⅲ 回数・同一				(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)202単位数の207/1000加算	42	80	
A3	1030	介護職員等処遇改善加算Ⅳ 回数・同一				(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)202単位数の170/1000加算	34	80	

A3 香芝市訪問型サービスコード表(3割負担)

サービスコード		サービス名称	対象者	サービス回数	算定項目	合成 単位数	給付率	算定単位	
種類	項目								
A3	1031	日常生活訪問型サービスA1 回数	事業対象者 要支援1 要支援2	(月1回~5回) 週1回程度	1回につき、45分以上	224	70	1回につき	
A3	1032	日常生活訪問型サービスA1 回数・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	202	70		
A3	1033	日常生活訪問型サービスA2 回数	事業対象者 要支援1 要支援2	(月1回~10回) 週2回程度	1回につき、45分以上	224	70		
A3	1034	日常生活訪問型サービスA2 回数・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	202	70		
A3	1035	日常生活訪問型サービスA3 回数	事業対象者 要支援2	(月1回~14回) 週2回を超える場合	1回につき、45分以上	224	70		
A3	1036	日常生活訪問型サービスA3 回数・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	202	70		
A3	1037	初回加算	事業対象者 要支援1・2	新規に介護訪問計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合または他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問をしていること。		200	70	1月につき	
A3	1038	介護職員等処遇改善加算Ⅰ 回数	事業対象者 要支援1 要支援2	月1回~14回	介護職員等処遇改善加算は、限度額管理の対象外です。	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)224単位数の270/1000加算	60	70	1回につき
A3	1039	介護職員等処遇改善加算Ⅱ 回数				(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)224単位数の249/1000加算	56	70	
A3	1040	介護職員等処遇改善加算Ⅲ 回数				(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)224単位数の207/1000加算	46	70	
A3	1041	介護職員等処遇改善加算Ⅳ 回数				(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)224単位数の170/1000加算	38	70	
A3	1042	介護職員等処遇改善加算Ⅰ 回数・同一				(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)202単位数の270/1000加算	55	70	
A3	1043	介護職員等処遇改善加算Ⅱ 回数・同一				(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)202単位数の249/1000加算	50	70	
A3	1044	介護職員等処遇改善加算Ⅲ 回数・同一				(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)202単位数の207/1000加算	42	70	
A3	1045	介護職員等処遇改善加算Ⅳ 回数・同一				(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)202単位数の170/1000加算	34	70	

A7 香芝市介護予防通所型サービスAコード表(1割負担)

サービスコード		サービス名称	対象者	算定項目		合成 単位数	給付率	算定 単位		
種類	項目									
A7	2001	介護予防通所型サービスA1回数	事業対象者 要支援1	事業対象者・要支援1 週1回程度 ※ 月 1～ 5回まで		350	90	1回につき		
A7	2002	介護予防通所型サービスA2回数	事業対象者 要支援2	事業対象者・要支援2 週2回程度 ※ 月 1～10回まで		350	90			
A7	2003	介護予防通所型サービスA1包括	事業対象者 要支援1	回数単位と入浴加算の合計が包括単位を超過する場合		1798	90	1月につき		
A7	2004	介護予防通所型サービスA2包括	事業対象者 要支援2	回数単位と入浴加算の合計が包括単位を超過する場合		3621	90			
A7	2005	入浴介助(独自)	事業対象者 要支援1 要支援2	入浴中の利用者の観察を含む介助を行った場合。 ※ ケアプランに入浴介助の必要性が記載されている場合に算定可能		40	90	1回につき		
A7	2006	若年性認知症受入加算		受け入れた若年性認知症利用者事に個別の担当者を定めること。		240	90	1月につき		
A7	2007	運動機能向上加算(独自)		機能訓練指導員を1名以上配置し、協働して個別の運動機能向上計画を作成し、これに基づき個別に運動機能向上サービスを行った場合。		200	90			
A7	2008	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	事業対象者 要支援1 要支援2	月1回～10回	介護職員等処遇改善加算は限度額管理の対象外です。	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)350単位数の111/1000加算(定超・欠員の場合は算定不可)		39	90	1回につき
A7	2009	介護職員等処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)350単位数の109/1000加算(定超・欠員の場合は算定不可)		38	90	
A7	2010	介護職員等処遇改善加算Ⅲ				(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)350単位数99/1000加算(定超・欠員の場合は算定不可)		35	90	
A7	2011	介護職員等処遇改善加算Ⅳ				(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)350単位数の83/1000加算(定超・欠員の場合は算定不可)		29	90	
※ 利用者の定員超過の場合										
A7	2012	介護予防通所型サービスA・定超	事業対象者 要支援1 要支援2	事業対象者・要支援1週1回程度※ 月 1～ 5回まで 事業対象者・要支援2週2回程度※ 月 1～10回まで		定員超過の場合 350単位数×70%		245	90	1回につき
※ 看護・介護職員が欠員の場合										
A7	2013	介護予防通所型サービスA・人欠	事業対象者 要支援1 要支援2	事業対象者・要支援1週1回程度※ 月 1～ 5回まで 事業対象者・要支援2週2回程度※ 月 1～10回まで		看護・介護職員が欠員の場合 350単位数×70%		245	90	1回につき

A7 香芝市介護予防通所型サービスAコード表(2割負担)

サービスコード		サービス名称	対象者	算定項目		合成 単位数	給付率	算定 単位		
種類	項目									
A7	2014	介護予防通所型サービスA1回数	事業対象者 要支援1	事業対象者・要支援1 週1回程度 ※ 月 1～ 5回まで		350	80	1回につき		
A7	2015	介護予防通所型サービスA2回数	事業対象者 要支援2	事業対象者・要支援2 週2回程度 ※ 月 1～10回まで		350	80			
A7	2016	介護予防通所型サービスA1包括	事業対象者 要支援1	回数単位と入浴加算の合計が包括単位を超過する場合		1798	80	1月につき		
A7	2017	介護予防通所型サービスA2包括	事業対象者 要支援2	回数単位と入浴加算の合計が包括単位を超過する場合		3621	80			
A7	2018	入浴介助(独自)	事業対象者 要支援1 要支援2	入浴中の利用者の観察を含む介助を行った場合。 ※ ケアプランに入浴介助の必要性が記載されている場合に算定可能		40	80	1回につき		
A7	2019	若年性認知症受入加算		受け入れた若年性認知症利用者事に個別の担当者を定めること。		240	80	1月につき		
A7	2020	運動機能向上加算(独自)		機能訓練指導員を1名以上配置し、協働して個別の運動機能向上計画を作成し、これに基づき個別に運動機能向上サービスを行った場合。		200	80			
A7	2021	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	事業対象者 要支援1 要支援2	月1回～10回	介護職員等処遇改善加算は限度額管理の対象外です。	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)350単位数の111/1000加算(定超・欠員の場合は算定不可)		39	80	1回につき
A7	2022	介護職員等処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)350単位数の109/1000加算(定超・欠員の場合は算定不可)		38	80	
A7	2023	介護職員等処遇改善加算Ⅲ				(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)350単位数99/1000加算(定超・欠員の場合は算定不可)		35	80	
A7	2024	介護職員等処遇改善加算Ⅳ				(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)350単位数の83/1000加算(定超・欠員の場合は算定不可)		29	80	
※ 利用者の定員超過の場合										
A7	2025	介護予防通所型サービスA・定超	事業対象者 要支援1 要支援2	事業対象者・要支援1週1回程度※ 月 1～ 5回まで 事業対象者・要支援2週2回程度※ 月 1～10回まで		定員超過の場合 350単位数×70%		245	80	1回につき
※ 看護・介護職員が欠員の場合										
A7	2026	介護予防通所型サービスA・人欠	事業対象者 要支援1 要支援2	事業対象者・要支援1週1回程度※ 月 1～ 5回まで 事業対象者・要支援2週2回程度※ 月 1～10回まで		看護・介護職員が欠員の場合 350単位数×70%		245	80	1回につき

A7 香芝市介護予防通所型サービスAコード表(3割負担)

サービスコード		サービス名称	対象者	算定項目		合成 単位数	給付率	算定 単位		
種類	項目									
A7	2027	介護予防通所型サービスA1回数	事業対象者 要支援1	事業対象者・要支援1 週1回程度 ※ 月 1～ 5回まで		350	70	1回につき		
A7	2028	介護予防通所型サービスA2回数	事業対象者 要支援2	事業対象者・要支援2 週2回程度 ※ 月 1～10回まで		350	70			
A7	2029	介護予防通所型サービスA1 包括	事業対象者 要支援1	回数単位と入浴加算の合計が包括単位を超過する場合		1798	70	1月につき		
A7	2030	介護予防通所型サービスA2 包括	事業対象者 要支援2	回数単位と入浴加算の合計が包括単位を超過する場合		3621	70			
A7	2031	入浴介助(独自)	事業対象者 要支援1 要支援2	入浴中の利用者の観察を含む介助を行った場合。 ※ ケアプランに入浴介助の必要性が記載されている場合に算定可能		40	70	1回につき		
A7	2032	若年性認知症受入加算		受け入れた若年性認知症利用者事に個別の担当者を定めること。		240	70	1月につき		
A7	2033	運動機能向上加算(独自)		機能訓練指導員を1名以上配置し、協働して個別の運動機能向上計画を作成し、これに基づき個別に運動機能向上サービスを行った場合。		200	70			
A7	2034	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	事業対象者 要支援1 要支援2	月1回～10回	介護職員等処遇改善加算は限度額管理の対象外です。	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)350単位数の111/1000加算(定超・欠員の場合は算定不可)		39	70	1回につき
A7	2035	介護職員等処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)350単位数の109/1000加算(定超・欠員の場合は算定不可)		38	70	
A7	2036	介護職員等処遇改善加算Ⅲ				(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)350単位数99/1000加算(定超・欠員の場合は算定不可)		35	70	
A7	2037	介護職員等処遇改善加算Ⅳ				(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)350単位数の83/1000加算(定超・欠員の場合は算定不可)		29	70	
※ 利用者の定員超過の場合										
A7	2038	介護予防通所型サービスA・定超	事業対象者 要支援1 要支援2	事業対象者・要支援1週1回程度※ 月 1～ 5回まで 事業対象者・要支援2週2回程度※ 月 1～10回まで		定員超過の場合 350単位数×70%		245	70	1回につき
※ 看護・介護職員が欠員の場合										
A7	2039	介護予防通所型サービスA・人欠	事業対象者 要支援1 要支援2	事業対象者・要支援1週1回程度※ 月 1～ 5回まで 事業対象者・要支援2週2回程度※ 月 1～10回まで		看護・介護職員が欠員の場合 350単位数×70%		245	70	1回につき

AF 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス名称	算定項目	合成単位数	給付率	算定単位	
種類	項目						
AF	3001	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント	事業対象者 要支援1 要支援2	442	100	1月につき
AF	3002	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント 【高齢者虐待防止未実施減算あり】		438	100	
AF	3003	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント 【高齢者虐待防止未実施減算及び業務継続計画未策定減算あり】		434	100	
AF	3004	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント 【業務継続計画未策定減算あり】		438	100	
AF	3005	介護予防初回加算	初回加算		300	100	